

石川県警察学校及び機動隊における自動販売機設置希望者の募集について

1 / 2

施設及び所在	1 石川県警察学校生徒寮 (石川県金沢市小立野1丁目262番地) 2 石川県警察機動隊 (石川県金沢市小立野1丁目262番地)
使用目的	自動販売機の設置
設置する場所、種類及び数量	1 石川県警察学校生徒寮 1階自販機コーナー ・ 飲料自動販売機 (缶・ペットボトル飲料) (2台) 【図面番号1】 ・ 飲料自動販売機 (紙パック飲料専用) (1台) 【図面番号2】 ・ 食品自動販売機 (菓子、パン等の食品) (1台) 【図面番号3】 2 石川県警察機動隊 1階食堂内 ・ 飲料自動販売機 (缶・ペットボトル飲料) (2台) 【図面番号4】
使用できる面積	自動販売機 ・ 飲料の自動販売機1台あたり1㎡程度 ・ 食品の自動販売機1台あたり0.7㎡程度 容器回収箱 1個あたり0.3㎡程度 (飲料のみ。販売容器の種類ごと)
許可期間	平成30年4月1日～平成31年3月31日 (予定) (必要に応じ、上記の始期から5年を超えない範囲で更新が可能です。)
営業時間	終日 (24時間)
販売方法	自動販売機による現金販売
申込期間	平成29年11月10日(金)～平成29年12月1日(金) 午後5時まで
申込書の交付等	自動販売機の設置を希望する方に申込書を交付し、交付時に申込要領等について説明します。 1 交付期間 平成29年11月10日(金)～平成29年11月29日(水) (土曜、日曜、祝日を除く、午前9時から午後5時までの間) ※ 説明を伴うため、事前に来庁希望日時を電話でお知らせください。 2 交付及び申込書提出場所 〒920-8553 石川県金沢市鞍月1丁目1番地 石川県警察本部警務部会計課管財係 電話 (076) 225-0110 (内線2273)
申込方法	上記交付場所へ、申込書及び指定書類を持参ください。
申込の制限 販売品目	同一施設内については、自動販売機の種類毎に1者1台の申込みとします。 1 飲料自動販売機 (缶及びペットボトル飲料) 【販売品目】清涼飲料、コーヒー、スポーツ飲料等 (酒類を除く) 2 飲料自動販売機 (紙パック飲料専用) 【販売品目】乳飲料等 (酒類を除く) 3 食品自動販売機 【販売品目】パン、菓子等 (販売機内で加熱・冷凍を要するものを除く。)
設置者の決定	申込書記載の内容に基づき、各施設の国有財産使用許可業者選定委員会において審査し、設置業者を決定します。

石川県警察学校及び機動隊における自動販売機設置希望者の募集について

2 / 2

<p>参 加 資 格</p>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 予算決算及び会計令第70条及び第71条に該当しないものであること。</li> <li>2 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）ではないこと。</li> <li>3 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員を利用するなどしている者ではないこと。</li> <li>4 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持運営に協力し、若しくは関与している者ではないこと。</li> <li>5 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用している者ではないこと。</li> <li>6 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者ではないこと。</li> <li>7 暴力団又は暴力団員及び2から6までに定める者の依頼を受けて公募に参加しようとする者ではないこと。</li> </ol>
<p>許 可 条 件 等</p>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 使用許可については、国の施設の行政財産使用許可（国有財産法第14条第1項第7項）に該当し、「行政財産を使用又は収益させる場合の取扱いの基準について」（以下「基準」という。）が適用されます。</li> <li>2 申込みの際に提案した行政財産使用料を負担すること。 但し、その使用料は基準により算出した額以上とします。</li> <li>3 自動販売機の設置及び撤去にかかる費用を負担すること。</li> <li>4 自動販売機の設置に伴う電気料を負担すること。 （個別電力メーターを設置すること。）</li> <li>5 飲料自動販売機にあわせ、容器種類毎の回収箱を設置すること。</li> <li>6 設置する自動販売機は、500円硬貨及び1,000円紙幣が使用できる機種とすること。</li> <li>7 設置する自動販売機は、省エネ等環境に配慮したタイプとすること。</li> <li>8 自動販売機の設置後は、商品の品質管理・補填、維持及び清掃など設置者側で責任を持つフルサービス方式で管理すること。</li> <li>9 設置する自動販売機には、転倒防止板を取り付けること。</li> </ol>

平成29年11月10日

国有財産部局長 石川県警察本部長